

労働審判：民間病院勤務の精神保健福祉士、申し立てへ

県内初、きょう地裁に ／富山

◇「看護補助者への配転は不当」

ケースワーカーから看護補助者への異動は正当な理由がなく不当だとして、富山市の精神保健福祉士の女性（４３）が２０日、勤務する同市内の民間精神病院に対し、ケースワーカーに戻すことなどを求めて、富山地裁に労働審判を申し立てる。この審判は今年４月に始まった制度で、同地裁によるとこれまでに県内では例がない。女性は「配転には懲罰的意図が込められると思わざるを得ない。異動命令権の乱用で無効」としている。【上野宏人】

女性によると、０４年５月から同病院で、患者や家族の相談などをするケースワーカーとして勤務していた。今春、公立病院から入院中の患者の受け入れを求められたことを発端に、両病院間にトラブルが起こった。この際、勤務する病院側から、女性の対応やケースワーカーとしての資質に問題があったなどとされ、トラブルの原因の真相究明がないまま、始末書を書かされるなどした。

この間、事務長や看護長らに取り囲まれ、激しい非難や中傷を受けたという。さらに、理事長から「自ら身をひいていただきたい」などと求められるなどし、今年８月１日付で看護補助者への配置転換を命じられた。病院に、異動の理由説明、その撤回などを求める要求書を３度提出したが、十分な回答はない。配置転換後も、閉鎖病棟内で仕事に必要なカギが手渡されないなどの不当な扱いが続いているという。

女性は「配転はケースワーカーとして築いてきた私の地位をはく奪するものだ。職場内で孤立させることで大きな精神的苦痛を与えて、退職に追いやろうとする不当な動機がある」とする。

◇「戻す可能性ある」

同病院事務長は「ケースワーカーに戻す可能性はあるが、この件について取材に応じるのは差し控えたい」と話している。

=====

◇労働審判 紛争、早期解決に期待

労働審判は、労働者個人と事業主との個別労働紛争を迅速に解決するため、今年４月スタートした新制度。裁判官と経営者団体、労働団体から選ばれた審判員が担当し、原則３回以内の審理で調停・解決案を示す。確定した解決案は裁判の和解と同じ効力を持ち、強制執行を申し立てることも可能。また異議を申し立てれば、民事訴訟に移る。

これまでの民事訴訟だけだと、裁判期間が長期にわたるなど労働者の負担が大きく、泣き寝入りするケースも多かった。

今回申し立てる女性は、都道府県労働局の個別労働紛争解決制度なども検討したが、労働審判を選んだ。「時間がかからず強制力もあり、解決が期待できる」た

めだ。

この女性を支援する富山市の「生・労働・運動net jammers (ネット ジャマーズ)」によると、国内では労組と会社の集団的労使紛争が減る一方で、個別労働紛争は増加。今回の申し立てを契機に、他の労働者の個別相談などにも今後応じるという。問い合わせは、メンバーの埴野謙二さん(076・444・6093)へ。

毎日新聞富山版 2006年9月20日

労働審判制度 きょう県内初申し立て

2006年09月20日 朝日新聞富山版

富山の病院勤務女性

「不当な異動」訴え

長期化しがちだった職場の争いごとを早期解決しようと、今年4月から始まった「労働審判制度」で、県内初めての申し立てが20日、富山地裁に提出される。申し立てるのは富山市内の病院に勤める精神保健福祉士の女性(43)。「おかしいと思う労働条件を押しつけられても我慢したままの人がたくさんいると思う。せっかくの制度があるので頑張ってみようと思います」と話している。

申立書などによると、女性はケースワーカーとして富山市内の民間精神科病院に勤務。今年4月、公立病院からの患者の転院を巡って病院間でトラブルが起きた際、この女性にとって身に覚えがない発言がトラブルを招いたなどとして、病院側から8月1日付で看護補助者に配転する辞令を受けた。女性は不当な異動だと訴え、採用通知書に明記されているケースワーカーの仕事に戻すように求めている。

女性の代理人弁護士も「病院間のトラブルを個人の責任にし、また異業種への配転に合理性がない。この制度で解決できる問題だと考えている」と話している。

これに対し、病院の理事長は「女性は病院にとって不利なことをした。適宜、労基署や弁護士などに相談しており、(辞令などは)問題ないと考えている」と話している。

労働審判制度は、労使間の問題を素早く解決することを目的につくられた。最高裁から任命された労使関係の専門家2人と裁判官1人で審判委員会を作り、双方の主張を聞いて解決を目指す。審理は原則3回以内。この間の話し合いで解決しなければ、委員会が解決案を提示。2週間以内に異議が出なければ確定し、異議が出れば民事訴訟に移る。集団的労使紛争や行政処分などは扱わない。

富山地裁総務課は「解決まで長引くと労働者の生活に大きな負担を与えることからできた制度。労働問題の現状をよく知る専門家が担当するので、問題を抱えている人に広く知ってもらいたい」と話している。

初めての労働審判申し立て

NHK 富山局

富山市内の病院でケースワーカーをしていた女性が正当な理由もないのに「看護補助者」に異動させられたのは不当だと主張して20日県内では初めて富山地方裁判所に労働審判の申し立てを行いました。

申し立てを行ったのは、富山市の「南富山神経サナトリウム中川病院」でケースワーカーをしていたHさん（43）です。

東さんはことし8月、それまでのケースワーカーから看護補助者への異動を命じる辞令を受け取ったということで、申し立て書の中で東さんは、患者の受け入れをめぐる他の病院との間に起きたトラブルの責任を一方的に問われ正当な理由もないのに異動させられたと主張しています。

東さんはその後病院に対して異動の理由について説明を求めてきましたが回答はなく、逆に退職を促されたということで20日、富山地方裁判所に辞令を無効にすることなどを求め労働審判の申し立てを行いました。

申し立てについて病院は「申し立ての中身を見ていないので、現段階ではコメントできない」と話しています。

労働審判制度は、労働をめぐるトラブルを迅速に解決しようとことし4月から導入された制度で、富山地方裁判所によりますと、この制度を利用した申し立ては今回が初めてだということです

労働審判制度、初の申し立て

KNB 2006年09月20日 18:43

労働者と事業主とのトラブルを早期に解決することを目的に今年4月から始まった労働審判制度で、20日、県内で初めてとなる審判の申し立てが行われました。

申し立てしたのは富山市内の民間精神科病院に勤務するHさん（43）です。

申し立て書などによりますと東さんは病院でケースワーカーとして働いていましたが、公的病院からの患者の転院を巡り、身に覚えのない発言がトラブルを招いたなどとして病院側から、8月1日付けで看護補助者に配置転換する辞令を受けました。

Hさんは正当な理由がなく、不当な異動だとして、ケースワーカーに戻すことを求め、20日、富山地方裁判所に県内では初めてとなる、労働審判の申し立てを行いました。

病院側はKNBの取材に対し「申し立ての内容を確認していないので現段階でコメントは出来ない」と話しています。

労働審判制度は、労働者個人と事業主との間の個別の労使トラブルを扱うもので、民



申し立てした Hさん

事訴訟では長期化する問題を迅速に解決するため、今年4月から導入されました。

裁判官1人と労働関係の専門家2人からなる審判委員会で原則3回以内の審理を通し、話し合いで解決しない場合は委員会が解決案を提示します。